

経済理論・分析の窓

諸外国における行動経済学を用いた政策

経済社会総合研究所 研究官
藤森 裕美

近年、各国の政策に行動経済学や行動インサイト (Behavioral Insights : BI、以下、BI) が理論的基礎を与えている。BIは、実験的手法を用いて得たエビデンスに基づき策定された政策や規制を通じて、人々や消費者の福祉を改善することを目的としている¹。追加的な規制や罰則を設けることなく、シンプルかつ効率的な手法で、成果の有効性が数多くの事例から確認されている。BIを用いた政策は、納税の督促と納税率を高めるものから、慈善事業への寄付を増やす取り組み、そして産業統計調査の回答率の引き上げに至るものまで実に幅広い。本稿では、諸外国における消費者政策をはじめとするBIの政策への活用事例や学術論文を紹介する。

国内外のBIに関する機関の設置

OECDでは、“Use of Behavioural Insights in Consumer Policy”と題した、科学技術イノベーション政策ペーパーを2017年に出している。政府機関では、英国行動インサイトチーム (Behavioural Insights Team : BIT)²、米国国家科学技術会議 (National Science and Technology Council : NSTC)、豪州政府行動経済学チーム (Behavioural Economics Team of the Australian Government : BETA) 等でBIを用いた政策立案を行っている (図表1)。民間機関では、デンマークiNudgeyou ApS (i-Nudge-you) において、応用行動科学から得たInsightを用いた喫煙者の行動パターンの改善に取り組んでいる。我が国では、環境省 (ナッジユニット)、消費者庁 (消費者行政新未来創造オフィス) が行動経済学の政策への活用に取り組んでいる³。

図表1 BIに関するチーム・専門家を有する諸外国の例 (消費者政策)

	Outside consumer authority		Within consumer authority
Australia	X	Behavioural Economics Team, Department of Prime Minister and Cabinet	-
Canada	X	Innovation Hub, Privy Council Office	-
Province of Ontario (Canada)	-	-	X
Chile	X	Laboratorio de Gobierno	X
France	X	Secretariat-General for Government Modernisation	-
Germany	X	Staff of Policy Planning Unit, the Federal Chancellery	X
Israel	-	-	X
Netherlands	X	Behavioural Insights Network	X
Norway	-	-	X
United Kingdom	X	Behavioural Insights Unit	X
United States	X	Social and Behavioural Science Team, White House Office of Science and Technology Policy	X
European Union	X	EC Joint Research Centre	X

出所 : OECD (2017a) “Use of Behavioural Insights in Consumer Policy” P.10, Table 1

BIの取り組み事例紹介

OECD (2017b) は、各国におけるBIの取り組み事例を紹介しており、消費者保護の観点からは、イスラエルの事例がわかりやすい。イスラエルの消費者保護担当委員 (Consumer Protection Commissioner) は、メーカーが容器サイズの縮小を行った際には、消費者に誤解を与える事態を招かないために、容器に初期の重量、変更後の重量、減少量を明記することをガイドラインに定めている。その背景には、消費者は購買決定を行う際に、過去の経験等から、商品の価格は検討するが、容量は一定と考えてしまう人間の心理的性質がある。これは、人間の意思決定の心理的プロセスが持つ性質で、情報処理の過程で利用するとされるヒューリスティクスという手法のうち、焦点効果と呼ばれる⁴。企業が価格を維持したまま商品の容量の減少した場合には、消費者はこれによる経済的損失を評価できず、不利益を被ることがある。イスラエルの例は、BIが政策の理論的基礎を与えた事例である。

また、OECDでは、消費者政策分野における加盟国の協力の推進・強化に貢献することを目的として設立されたOECD消費者政策委員会⁵ (Committee on Consumer Policy : CCP、以下、CCP) が中心となっ

1 OECD (2017a) によると、行動経済学 (Behavioral Economics) と行動インサイト (Behavioral Insights) は、密接に関係しており、同義に使われるものの、全く同じではない。Behavioral Insightsのポイントは、経済学者により提案されたアドバイスをその他の社会科学の知見を活用して発展させたものである。その一つの手法であるNudgeとは、Behavioral Insightsに基づく介入処置 (interventions) のことを示す。
 2 現在は、民間機関の位置づけになっている。
 3 消費者政策に関する消費者庁の取り組みは「健康と生活に関する社会実験」プロジェクトを参照されたい。
 4 ヒューリスティクスは情報処理が煩雑である場合に、負荷を無意識に軽くするために行われる。消費者はある商品の多様な特徴を比較する際に、商品の顕著性と呼ばれる1つの特徴に焦点を合わせる傾向があるとされる。つまり、普段から注目している価格に着目する (顕著性は価格である) 一方、商品の量といった他の情報に着目しない。その場合に、過去または別の店の同一商品の価格等が参照点となり、消費者はその参照点から大きく乖離する購買決定を避けることがある (Bordalo, Gennaioli and Sheleifer, 2013)。
 5 なお、CCPの「消費者政策のための経済学」第1回円卓会議は、新古典派経済学からの洞察と政策形成のための実際の適用の視点から議論がされており、当時はまだBIの黎明期であったといえよう。

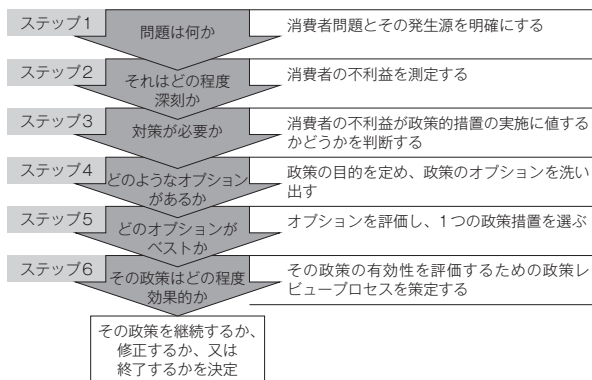
て、2016年に「電子商取引における消費者保護に関するOECD理事会勧告」を改定したが、その中で、電子商取引に関する政策形成に際し、行動経済学を通じたエビデンス基盤の改善を促している。

なお、消費者詐欺に関する英国の調査プロジェクト(UKOFT, 2006)の事例では、消費者詐欺のターゲットとなった人々に、消費者詐欺に関する認識と経験について詳細な聞き取り調査を行っている。最近では、特にデジタル経済の進展に伴う消費者問題を扱っており、フィッシング詐欺等の対策を行っている⁶。

消費者政策のための手順・解説書

OECDでは、消費者政策のための手順・解説書にあたる“OECD Consumer Policy Toolkit”を公開している。ここでは、従来の標準的な経済モデルを補完するものとして行動経済学を紹介し、政府による効果的な消費者政策を策定・実施に資するよう、立案手順を6段階のステップで提示している(図表2)⁷。また、デフォルト設定等に関する政策介入を重要領域として扱う。

図表2 消費者政策の立案ステップ



出所：OECD (2010)「消費者政策ツールキット」p.10より抜粋

デフォルト設定等の有名な事例は、米国の退職年金制度(401k)がある。当時のオバマ大統領は国税庁と財務省に対し、従来の自動加入をしないシステムから、加入をデフォルト設定にすることで自動加入を推奨するイニシアティブの実施を指示し、加入率を向上させた⁸。

BIを用いた政策に関する学術雑誌

デフォルト設定等のBI関連の学術動向を学びたい

向きには、次の学術ジャーナルを紹介したい。*Journal of Behavioral Economics for Policy*は、研究者と政策立案者の双方によって執筆され、双方に有益な雑誌である。一般的な学術論文ほど高い専門性はなく、政策立案者が直面する事態を多く扱う。また、文章も極めて簡潔である。

例えば、Garcia and Vila (2018)は、スペインの大手企業において、生命保険及び年金等の長期貯蓄の促進のために、240名の従業員を対象にNudge実験を採用し、デフォルトで給料から天引きするシステム“Ahorra+ program”のオプションを導入した。導入の結果、年金制度への平均年間自発的拠出は86.5%増加し、自発的拠出を行う従業員の数は252.9%増加した。特に貯蓄率が最も低い従業員(若年層と低所得層)でより大きな行動変容がみられた⁹。

その背景には、多くの人々が退職後に十分な貯蓄がないことがある。BIの観点からは、人間の時間選好に関する心理的性質が影響しているため¹⁰、自発的に将来の貯蓄を増やすことで、退職後を念頭に置いたより良い選択を享受できるようにした。今後も諸外国の例も参考に、我が国でもBIが様々な政策に活用されることが期待される。

参考文献

- Bordalo, P., N.Gennaioli, and A. Sheleifer (2013) “Salience and Consumer Choice,” *Journal of Political Economy*, Vol.121, No.5, pp.803-843.
- García, J. M., and J.Vila(2018) “Nudging Long-term Saving: The Ahorra+ program,” *Journal of Behavioral Economics for Policy*, Vol. 2, No. 2, pp.49-53.
- OECD (2010) *Consumer Policy Toolkit*, OECD Publishing.
- OECD (2017a)“Use of Behavioural Insights in Consumer Policy,” *OECD Science, Technology and Innovation Policy Papers*, No.36, pp.1-48.
- OECD(2017b)*Behavioural Insights and Public Policy: Lessons from Around the World*, OECD Publishing.
- UKOFT, United Kingdom Office of Fair Trading (2006), “Research on Impact of Mass Marketed Scams: A Summary of Research into the Impact of Scams on UK Consumers,” *OFT883*, pp.1-83.

藤森 裕美 (ふじもり ひろみ)

6 フィッシング攻撃や詐欺に関する認識と経験に関する認知的基礎については、Evan A. Wilhelms, Valerie F. Reyna, *Neuroeconomics, Judgment, and Decision Making*, Psychology Press, 2015。(竹村・高橋監訳『認知心理学のフロンティア 神経経済学と意思決定：心理学、神経科学、行動経済学からの総合的展望』北大路書房、2019年)を参照されたい。

7 参考までに、邦訳版『消費者政策ツールキット』(Draft, 23 March 2010)が出ているので、必要があればこちらも参照されたい。

8 その他にも、英国における中小企業の従業員向けの確定拠出年金制度である国家雇用貯蓄信託(National Employment Savings Trust: NEST)における、自動加入制度とデフォルト運用選択の取り組みが有名である。

9 適切な情報を得ていたら選ぶであろう選択を反映したデフォルトルールの設定が妥当である。大がかりな金融教育や規制を必要とせず、シンプルかつ効果的な点がNudgeの特徴といえよう。

10 時間選好とは、現在と将来のトレードオフに直面する人間の意思決定にかかわる選好のこと。